臺灣昌新報（夕刊）
九月二日
夕刊定價一部二錢
（第二種郵便物認可）（原稿用紙）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）昭和十二年九月三日

各要地を爆撃
海軍航空隊の活躍

【上海一日發同盟】第○航空隊攻撃隊は一日午後九時發我
一、海軍航空隊は一日朝より陸軍の戰闘に協力し吳淞附近に集結せる太倉、常熟、劉河鎭方向の敵並に砲兵陣地を攻撃し又○○の飛行機は閘北、北停車場附近に集結せる敵列車砲を爆撃せり
【上海一日發同盟至急電】第○航空隊攻撃隊は一日午前十一時發我——海軍航空隊は一日夕刻敵の作戰基地たる眞如無電臺附近一帶の爆撃を決行すると共に敵の後方連絡線たる滬杭甬線松江附近の鐵道各所を爆破せり
【上海一日發同盟】一日午後わが空軍の○機は支那側が復舊工事を急ぎつつある南停車場を再び空襲爆彈を投じ敵の施設を與へ無慘壞した

十倍の敵を擊破
永津部隊の勇戰奮鬪

【上海一日發本社特電】租界筋には羅店鎭西側一帶を占領した、この時羅店鎭長は部下の○○隊長に敵の退路を斷つべく命じ○○隊長が之に應じ羅店鎭の退路を斷つべく出動した所數千の敵は二方からこれを取り卷きに來たり○○部隊長は敵が○○隊長を包圍するに至つたので○○隊

陣中で部隊長負傷

輝く日章旗を仰ぎ
武勳を語る戰友なし

吳淞鎭占據の劇的シーン

【上海一日發同盟】三十一日午後陸戰隊の吳淞鎭攻略に成功、旗艦上に輝く日章旗を平戸部隊長の戰死も忘れて仰ぎ見る感激の瞬間、部隊長の眼にも手柄を分つ倉永部隊長がるないのだ、陸戰隊長の胸中を察しつゝ倉永部隊長の胸中を察しつゝ

【上海一日發同盟】三十一日午後陸戰隊の吳淞鎭攻略に成功、旗艦上に輝く日章旗を平戸部隊長の戰死も忘れて仰ぎ見る感激の瞬間、部隊長の眼にも手柄を分つ倉永部隊長がるないのだ、陸戰隊長の胸中を察しつゝ

を深く去來した感慨はキットさうであつたらう、今倉永部隊○○は部隊長の戰死を納めた白木の箱を擁り○○○の最前線を死守してゐる、告別の為め訪れた○○部隊長はガッキと白木の箱を抱きしめ「倉永、倉永よくやつて呉れた」と我が子に言ひ知く莫情の辭を述べ胸に貫通「無念」の一顆を殘し

【上海一日發同盟】三十一日午後陸戰隊の吳淞鎭攻略に成功、旗艦上に輝く日章旗を平戸部隊長の戰死も忘れて仰ぎ見る感激の瞬間、部隊長の眼にも手柄を分つ倉永部隊長がるないのだ、陸戰隊長の胸中を察しつゝ倉永部隊長の胸中を察しつゝ

を深く去來した感慨はキットさうであつたらう、今倉永部隊○○は部隊長の戰死を納めた白木の箱を擁り○○○の最前線を死守してゐる、告別の為め訪れた○○部隊長はガッキと白木の箱を抱きしめ「倉永、倉永よくやつて呉れた」と我が子に言ひ知く莫情の辭を述べ胸に貫通「無念」の一顆を殘し

は數々の戰跡を記した赤い六尺布が、ぶら下げてあるといふ風景である、思ひ出である、思ひ出されてある戰跡は八月十二日佛印國境地區の偵察(揚陸)部隊を擁り○○○の最前線を死守してゐる、告別の為め訪れた○○部隊長はガッキと白木の箱を抱きしめ「倉永、倉永よくやつて呉れた」と我が子に言ひ知く莫情の辭を述べ胸に貫通「無念」の一顆を殘し

は數々の戰跡を記した赤い六尺布が、ぶら下げてあるといふ風景である、思ひ出である、思ひ出されてある戰跡は八月十二日佛印國境地區の偵察(揚陸)部隊を擁り○○○の最前線を死守してゐる、告別の為め訪れた○○部隊長はガッキと白木の箱を抱きしめ「倉永、倉永よくやつて呉れた」と我が子に言ひ知く莫情の辭を述べ胸に貫通「無念」の一顆を殘し

抗日香港に飛火

邦人山の手に避難

大半は最近の便船で歸國

（香港十日發同盟）當地在留邦人は目下一千三百餘名であるが政廳側の指定した集合場所は山の手高所に在る千歲旅館、日本人小學校それに領事館舍宅、三井、三菱、正金、郵船、商船社宅等で九龍側は三井、郵船とし此處に保護する方針である、香港下町に在る商社勤務の者は午後六時までに避難場所に歸らねばならず、これ等通勤者の保護は勿論ある譯であるがこれ等は最近の便船で何れも歸國する筈であるものである、なほ邦人の大半は婦女子であるがこれ等は最近の便船で何れも歸國する筈である

（香港十日發同盟）當地在留邦人は目下一千三百餘名であるが政廳側の指定した集合場所は山の手高所に在る千歲旅館、日本人小學校それに領事館舍宅、三井、三菱、正金、郵船、商船社宅等で九龍側は三井、郵船とし此處に保護する方針である、香港下町に在る商社勤務の者は午後六時までに避難場所に歸らねばならず、これ等通勤者の保護は勿論ある譯であるがこれ等は最近の便船で何れも歸國する筈である

婦女子は引揚ぐ

廣東丸は現地に待機

（基隆電話）香港に於ける在留邦人にもその後危險切迫せる模樣あり愈々婦女子のみ引揚げと決定せる當基隆商船會社にも通報あり同航路廣東丸は目下香港に待機中で豫定通りなれば來る七日その四引揚げ民を乘せて基隆着の豫定、次航香港丸にも乘組むことになつてゐるがその外內地へ直接歸る者もあり商船では萬一の場合を考慮して對岸航路各船で目下基隆碇泊中のものについては夫々待機の姿勢をとらせてゐる

（基隆電話）香港に於ける在留邦人にもその後危險切迫せる模樣あり愈々婦女子のみ引揚げと決定せる當基隆商船會社にも通報あり同航路廣東丸は目下香港に待機中で豫定通りなれば來る七日その四引揚げ民を乘せて基隆着の豫定、次航香港丸にも乘組むことになつてゐるがその外內地へ直接歸る者もあり商船では萬一の場合を考慮して對岸航路各船で目下基隆碇泊中のものについては夫々待機の姿勢をとらせてゐる

不謹愼な有識者

震災記念日も忘れ
基隆のバーは大賑ひ

【基隆電話】關東大震災記念日の一日基隆市に於ても各地同樣「當なし日」の實施行はれ切迫せる時局と共に警戒より一層緊張が少ないものと考へられてゐた所昨朝の新聞はどこへやら本島人経營の主なるカフエーは軒並休業したが一日半までに船員の被上陸制限が解除されるや續々と營業し八十四の數が二百餘にまで二百數十四の數が二百餘にまで

【基隆電話】關東大震災記念日の一日基隆市に於ても各地同樣「當なし日」の實施行はれ切迫せる時局と共に警戒より一層緊張が少ないものと考へられてゐた所昨朝の新聞はどこへやら本島人経營の主なるカフエーは軒並休業したが一日半までに船員の被上陸制限が解除されるや續々と營業し八十四の數が二百餘にまで二百數十四の數が二百餘にまで

【基隆電話】昭和九年の暮神山町の料亭「松月」に於て開かれた打合せの上直ちに三菱商事造船所と打合せの上直ちに三菱商事造船所と打合せの上直ちに三菱商事造船所と

興味ある 潜水艦の歴史

婦人のための海軍知識(四)

さて、軍艦にもいろ〳〵の種類がありますが、それ〴〵の軍艦はどんな働きをするものでせう？まづ軍艦中のお姫様は戦艦ですが、これは皆様御存知の通り、軍艦の中で一番大きくて、一番強くて、一番金のかゝるものです。

戦艦は巡洋艦と違つてなるべく速力よりも防禦に重きを置いてあります。敵の軍艦や魚雷を撃ちこわすための金網を甲板に張つたりする後をしまり、撮影艦はそれと反対に軍艦運動の邪魔になる海中のいろ〳〵の設備を撤廃する軍艦です。陸時には水の上に浮いて居ります。潜水艦は海中に潜んで敵軍艦の動静を窺見するのです。(ナレスコープ)に依つて探り魚雷を発射します

×　×

処で、ここに面白い話があります。それは潜水艦の生ひ立ちのやうに海中にもぐることが出来たら——といふ願ひは古くから考へられてゐたことですが、その起原は十六世紀の末であると傳へられてゐます

西暦一六二〇年、オランダ人コルネリアス・バンといふ人がテームス河で潜水艦の試験をしたことがありました。之は艦の周りにたくさんの革袋をつけておいて沈む時にはそれに水を入れ、浮く時には袋の水を押し出すといふ式で、當時二十分間二十呎の水深の所に停つてゐたといふことです。また一八五〇年にはロシヤのアレキサンダー二世がバルチック海に潜水艦を出して、その中で露国の国旗を吹奏させたといふことも傳へられてゐます

また、一八八年にはフランスのガスターベ・ゼーテといふ人がどやら實用になりさうな潜水艦を發明したのが世界に於ける潜水艦の元祖と見られてゐます。日露戦争の時、日本には潜水艦(當時この艦隊が用ひられました)がなかつたので、急にアメリカへ五隻注文しましたが、それが出来ないうちに講和が成立つてしまひました。ロシアではバルチック艦隊回航に際して、これを潜航して来ましたが、途中一回も使用せずして露西亜海底の藻屑と消えたのであります

最後に軍艦は造るのにどれ位の費用がかゝるのかと申しますと、大體の標準は戦艦一噸當り(一噸につき二千五百円位とされてゐます、從つて二万噸の戦艦とされば二千五百円の三万倍——七千五百万円ほどもかゝるわけです。なほおもしろいことに、軍艦は形が小さくなればなるほど噸當りの製造費が高くなるわけで、巡洋艦は戦艦に比べて二割以上高く、潜水艦になると倍に何割か増して来るといふわけです。これは小さい形の中にいろ〳〵複雑な装置をするためであります

抵抗力の少い 小兒の保健に就て

どちらの御家庭でも お困りの寝冷えや下痢など

醫學博士　堀　榮一郎

國民の體位向上を圖らなければならないといふ聲は一般に唱へられて參りました、さて是が實現に向つて、各方面の當局者に依つて研究と立案されて、着々と其歩を進めて參りましたが、これには乳幼兒のうちに基礎を造つて置かなければ折角一人前の體格を以つて生れて來ても、丗夜の育兒方法が不適當の爲めに病弱な子供にしてしまふ事はかなり澤山にあります、先づ第一に體重をつけることです、肥り過ぎをさせないやうに、又は食物の好き嫌ひをさせないやうにしなければなりません

夏の暑生上の注意は總べて冬の支度をするなどが或は食べ過ぎをさせないやうにといふことは皆から耳にたこの出來る位に聞かされて居りますが、それは眞に必要な點ですが、實施に當り餘りに神經過敏になりすぎて、その程度を越して却つて無結果を來して居るやうに思はれます、寒冷をといふ點は冬の事に讓つて、暑さの爲めに身體の弱つて來た時に於ける注意の爲めに簡單に述べて見ませう

暑さの爲めに病氣になり易くなるのは、一般に胃腸の働きが弱つて來るからです、胃腸の働きが弱つて來ると、食慾が減退して來ますから、從つて榮養分を攝取することが出來ず、體重が減つて來ます、體重が減つて來ると身體の抵抗力が弱つて來ますから、ちよつとした事にも病氣に罹り易くなります、又胃腸の働きが弱つて來ると、消化不良の爲めに腹痛を起したり、下痢をしたりするのです、下痢をすると體内の水分が多く出て來ますから、身體は益〻痩せて來ます、痩せて來ると抵抗力が弱つて來ますから、病氣に罹り易くなります、惡循環を繰返すやうになります

下痢の時は水分が失はれますから、身體には十分の注意を拂はなくてはならないのです、脱水作用が急速に水分が少いと體外に排泄することが出來なくなります、素人治療は絶對禁物です、中には下痢するからなんにも飲ませないと云ふ事がありますが、これは大變な間違ひです、下痢の時は水分の補給が一番大切です、水分の補給は茶湯でも白湯でも構ひません、一時に澤山飲ませると嘔吐を起しますから、少量宛頻繁に與へるやうにします、下痢の時は胃腸の働きが弱つて居りますから、食物は消化の良いものを與へなければなりません、牛乳は一番良いのですが、牛乳は消化が悪いので、下痢の時には與へない方が良いのです、牛乳の代りに葛湯、重湯、又は粥などを與へます、下痢の時は絶對に固形物を與へてはなりません、固形物を與へると腸の蠕動運動が盛んになりますから、下痢は益〻ひどくなります、下痢の時は絶對安靜にして置くことが必要です

食事の與へ方は、一回の分量を少くして回數を多くすることです、一回の分量が多いと胃腸に負擔がかゝり過ぎますから、下痢は益〻ひどくなります、下痢の時は絶對安靜にして置くことが必要です

衣　服は風通しのよいものを選ぶやうにします、乳兒を抱いて二十度以上の室に置くのは乳兒に對しては危險です、氣温と濕度の關係に非常に注意しなくてはなりません、濕度の低い時は餘り多くの着物は必要ではありません、寒暑に應じて着物の數を加減するやうにします、下痢の時は絶對安靜にして置くことが必要です

日焼け落しに 胡瓜ローヨン

★簡單な拵へ方★

今盛夏にある胡瓜は化粧料としてひろく利用されますが、ここに申上げる胡瓜ローションは、特に日やけや肌の荒れによく效きますから、今のうちに澁山作つて冷暗所へ貯へておかなくお使用になつて下さい。

大きな目の胡瓜二本の皮をむき、之に少量の水を加へて煮詰めて下さい。そしてその液を濾過してレコール(化粧用)大匙二杯位加へて一晩そのままおきます。

次にこれに次の藥品を順々に入れますと正確のものとりすつと優つたローションとなります。

安息香酸一錢	十滴
オリーブ油	大匙一杯
アルモンドミルク	大匙一杯
ローズ水	大匙一杯

以上の材料は胡瓜二本十個内外ですからごく經濟的です。

このローションを一日二、三回位つけるとよろしいのです。

古垣康子

残り御飯で 美味な炒飯

どちらの家庭でも御飯が殘つて困る時にはこれを利用して美味しい炒飯を作つて食ひませう。

材料　は御飯五杯に對し豚肉五十匁、椎茸五枚、いんげん豆二十本、紅生姜、ハム三枚、玉葱四分の一個、味噌大一匙、醤油少々、大蒜一片、味の素、胡麻油、サラダ油又はバター。

拵へ方　豚肉は細切にして置き、椎茸は細切にしておきます。いんげん豆はゆでて細切にして置きます。紅生姜、ハムは細切にします。大蒜は細かくみじん切りにします。

次にフライパンを充分熱くして、胡麻油を方杯の皮にはサラダ油をフライパンを充分熱く取り油をひいて豚肉を炒めます。豚肉の色が變つたら椎茸、いんげん豆を入れて炒めます。次に御飯を入れて炒めます。御飯がほぐれて來たら味噌、醤油、味の素を入れて味をつけます。

次にフライパンを一方に寄せて、胡麻油を方杯の皮にはサラダ油を入れて、フライパンを充分熱く取り油をひいて、ハム、紅生姜、大蒜を入れて炒めます。次に御飯を入れて炒めます。御飯がほぐれて來たら味噌、醤油、味の素を入れて味をつけます。

振り味をします。醤油は最後にしておきます。

砂糖のために 歯や骨が弱くなる

子供の攝取量は 一日に角砂糖一箇半

歯を比べると坊主の方がずつと良いのですが、これは日常衛生が

誰にも出來る ラムネの作り方

みんなで飲みませう

ラムネは夫の材料を揃へれば誰にでも出來ますから、一つ試しに作つてみんなに御馳走してやりませう

二、酒石酸　二、重曹酸ナトリウム(重曹)　二、〇瓦　一〇、〇瓦

三、砂糖　四、香料レモン精か何かの一滴

◇作り方　初めに重曹酸ナトリウム(重曹)をラムネの容器(なければサイダー壜のでもよい)に入れ、次にコップ半分位の水に砂糖を溶かして、次に香料を入れます、最後に酒石酸を入れて、すぐ栓をします、酒石酸を入れる時は、なるべく早く栓をしないと、ガスが逃げてしまひます、栓をしたら、ゆすぶつて、砂糖を溶かします、ゆすぶつてゐる間に、ガスが發生して、栓を押し出さうとしますから、栓を押へてゐなければなりません、ゆすぶつてゐる間に、ガスが發生して、栓を押し出さうとしますから、栓を押へてゐなければなりません、ゆすぶつてゐる間に、ガスが發生して、栓を押し出さうとしますから、栓を押へてゐなければなりません

銃後の皆さん 千人針に工風を

風の巣窟にならぬやう

千人針も昔と違つて東京では絲をお出來になつたらこれを消毒し、更に人絲のやうな風のつかぬスルスルと結んでもまた、これは第一線にゐる將士たちが千人針を身につけた場合、風に吹きまされるのを防ぐ爲めです。台北の醫さんがやつて居られるやうに、熊分の絲を殘してゐては、それこそ惡い支那の風がこれ幸と殿居することでせう、折角心をこめて縫ふのですから絲はたらさず、きちんと堅く結んで下さい。殿を忘れぬ皇軍の勇士もこの風だけには勝ちさうです。

御存知かすで知存

野菜の栄養を貯へる方

南瓜の腐敗を防ぐコツ

大きい南瓜などを一度に食べ切れないときは、小さく截つてしまふことです。

△胡瓜の食べ方　胡瓜をひいて、醤油が出て、唾液が出て、食べたくなつたときは、〇・三——〇・五%の明礬で、含嗽をします。しかし、明礬水は時々取換へないと、明礬水に胃腸を害することがあります。

△皮膚を美しくするには　胡瓜に含まれてゐるビタミンCは皮膚の美容に最も必要なものです。

△疲労回復　胡瓜の汁を飲むと疲労が回復します。

△日焼けの痕　胡瓜の汁を塗つておくと、日焼けの痕が消えます。

△頭痛　胡瓜の汁を頭に塗つてゐると、頭痛が治ります。

△歯痛　胡瓜の汁を口に含んでゐると、歯痛が治ります。

△口内炎　胡瓜の汁を口に含んでゐると、口内炎が治ります。

△口臭　胡瓜の汁を口に含んでゐると、口臭が消えます。

△火傷　胡瓜の汁を火傷の患部に塗ると、火傷の痛みが止まります。

△日焼け　胡瓜の汁を日焼けの患部に塗ると、日焼けの痕が消えます。

△口唇の荒れ　胡瓜の汁を口唇に塗ると、口唇の荒れが治ります。

△口唇の皹　胡瓜の汁を口唇の皹に塗ると、口唇の皹が治ります。

△口唇の腫れ　胡瓜の汁を口唇の腫れに塗ると、口唇の腫れが治ります。

△口唇の潰瘍　胡瓜の汁を口唇の潰瘍に塗ると、口唇の潰瘍が治ります。

△口唇の炎症　胡瓜の汁を口唇の炎症に塗ると、口唇の炎症が治ります。

△口唇の出血　胡瓜の汁を口唇の出血に塗ると、口唇の出血が止まります。

△口唇の化膿　胡瓜の汁を口唇の化膿に塗ると、口唇の化膿が治ります。

△口唇の壊疽　胡瓜の汁を口唇の壊疽に塗ると、口唇の壊疽が治ります。

△口唇の癌　胡瓜の汁を口唇の癌に塗ると、口唇の癌が治ります。

△口唇の肉腫　胡瓜の汁を口唇の肉腫に塗ると、口唇の肉腫が治ります。

△口唇の白斑　胡瓜の汁を口唇の白斑に塗ると、口唇の白斑が治ります。

△口唇の黒斑　胡瓜の汁を口唇の黒斑に塗ると、口唇の黒斑が治ります。

△口唇の紅斑　胡瓜の汁を口唇の紅斑に塗ると、口唇の紅斑が治ります。

△口唇の丘疹　胡瓜の汁を口唇の丘疹に塗ると、口唇の丘疹が治ります。

△口唇の結節　胡瓜の汁を口唇の結節に塗ると、口唇の結節が治ります。

△口唇の腫瘤　胡瓜の汁を口唇の腫瘤に塗ると、口唇の腫瘤が治ります。

△口唇の嚢腫　胡瓜の汁を口唇の嚢腫に塗ると、口唇の嚢腫が治ります。

△口唇の瘻孔　胡瓜の汁を口唇の瘻孔に塗ると、口唇の瘻孔が治ります。

△口唇の瘢痕　胡瓜の汁を口唇の瘢痕に塗ると、口唇の瘢痕が治ります。

△口唇の萎縮　胡瓜の汁を口唇の萎縮に塗ると、口唇の萎縮が治ります。

△口唇の硬結　胡瓜の汁を口唇の硬結に塗ると、口唇の硬結が治ります。

△口唇の浮腫　胡瓜の汁を口唇の浮腫に塗ると、口唇の浮腫が治ります。

△口唇の充血　胡瓜の汁を口唇の充血に塗ると、口唇の充血が治ります。

△口唇の貧血　胡瓜の汁を口唇の貧血に塗ると、口唇の貧血が治ります。

△口唇の神経痛　胡瓜の汁を口唇の神経痛に塗ると、口唇の神経痛が治ります。

△口唇の麻痺　胡瓜の汁を口唇の麻痺に塗ると、口唇の麻痺が治ります。

△口唇の痙攣　胡瓜の汁を口唇の痙攣に塗ると、口唇の痙攣が治ります。

△口唇の運動障害　胡瓜の汁を口唇の運動障害に塗ると、口唇の運動障害が治ります。

△口唇の感覚障害　胡瓜の汁を口唇の感覚障害に塗ると、口唇の感覚障害が治ります。

△口唇の知覚過敏　胡瓜の汁を口唇の知覚過敏に塗ると、口唇の知覚過敏が治ります。

△口唇の知覚鈍麻　胡瓜の汁を口唇の知覚鈍麻に塗ると、口唇の知覚鈍麻が治ります。

△口唇の知覚脱失　胡瓜の汁を口唇の知覚脱失に塗ると、口唇の知覚脱失が治ります。

△口唇の知覚異常　胡瓜の汁を口唇の知覚異常に塗ると、口唇の知覚異常が治ります。

△口唇の知覚錯誤　胡瓜の汁を口唇の知覚錯誤に塗ると、口唇の知覚錯誤が治ります。

△口唇の知覚倒錯　胡瓜の汁を口唇の知覚倒錯に塗ると、口唇の知覚倒錯が治ります。

△口唇の知覚脱出　胡瓜の汁を口唇の知覚脱出に塗ると、口唇の知覚脱出が治ります。

△口唇の知覚脱落　胡瓜の汁を口唇の知覚脱落に塗ると、口唇の知覚脱落が治ります。

△口唇の知覚脱失　胡瓜の汁を口唇の知覚脱失に塗ると、口唇の知覚脱失が治ります。

△口唇の知覚異常　胡瓜の汁を口唇の知覚異常に塗ると、口唇の知覚異常が治ります。

△口唇の知覚錯誤　胡瓜の汁を口唇の知覚錯誤に塗ると、口唇の知覚錯誤が治ります。

△口唇の知覚倒錯　胡瓜の汁を口唇の知覚倒錯に塗ると、口唇の知覚倒錯が治ります。

△口唇の知覚脱出　胡瓜の汁を口唇の知覚脱出に塗ると、口唇の知覚脱出が治ります。

△口唇の知覚脱落　胡瓜の汁を口唇の知覚脱落に塗ると、口唇の知覚脱落が治ります。

明礬の利用法

安くて效く家庭藥

容易に手に入り、しかも、安く、效くといふ點に於て、明礬は實に有難い藥品の一つです。おやつなどに菓子や果物(果實共)

セロファン娘

きらめく夏の光を浴びて、踊り出したる五人の娘、消次く風にそよぐのは、セロファン製りの透明スカート、フラフラ踊りの幻惑に、抜しや五彩の虹が立つ

恐る可きはふる血

ばい毒、酒毒で血液が濁れば

腦溢血・狭心症となり

子孫は其の血統を引く

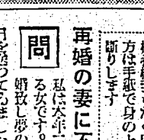

血るふに頭

清き血を守る

佐藤母子は誠忠無比

最後の一滴凝り固まつた

世界一のミイラ

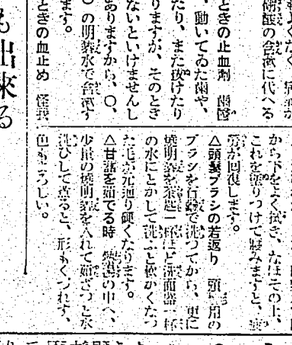

頭重、耳鳴、吹出に苦しんだ 古い病毒が快方へ

佐賀縣　千葉善藏

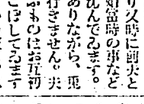

(廣告)　私は結核腺が頸に出來、膿が出、耳が聾り、きたならしかつた、出ては治り、治つては出、膿も結核菌も殺り、血色も良くなり、一ヶ月にしてめきめきと快方に向ひ、三ヶ月にして全治しました。今から考へると私の祖父が遺傳で、父が結核で死んだ、私の兄弟も結核で死んだ、私の家は結核の家系であつたのです、それで私も結核菌が體内に入つてゐたのです、それで私は結核菌を殺す藥を飲んだのです、それが私の病氣を治したのです、私の病氣は結核菌を殺す藥を飲んだから治つたのです、私の病氣は結核菌を殺す藥を飲んだから治つたのです、私の病氣は結核菌を殺す藥を飲んだから治つた

國定忠次 (43)

(第十回映)

長谷川伸作
岩田專太郎畫

雨の大原 (九)

空は暗い、怪しい夜のやうだ。雨は物凄い、悪川を逆さまにしたやうだ。

二尺先は闇としてゐる、五尺と固なると見えない。

口々の叫びが、雨音に混つて聞えるが、だれが何をいつてゐるかそれもこれ、だれが何をしてゐるかさへ判りかねる。

お縄は多分まだ、眼を抉あて見てゐるだらう、が、忠次郎の姿は僅の間に包まれて見えないに過ひない。

その忠次郎が聞えがりになつて「おい、鉄坊主、僧と一緒にこい！」と、手探りいつた。さすがに臆が顫んでゐる。

鉄坊主は棒を杖に僧へ、「何をぬかす。さあ来いアチ殺してやるだ！」

と、いふ声に三人、四人がつて突めいてゐるのは、忠次郎がこまで突破してくる間に、たたきのめしたものらしい。

「馬鹿ッ馬鹿。逃げるんだ。判らねえか間抜」

「他人が聞られねと口を出すな。さある野郎めら、鉄棒はここに置るだ鉄棒はここに置るだから歌つてこい」

「馬鹿。振角、逆惑つて離れた奴等を、わさわさ呼ぶ奴があるか」

と、云ふ前が聞つて逃かつた。暴雨のなかに三人、忽ち闘ると見た鉄次兵衛の子分が、

「居たるた！」

「ここだ。みんなここに坊主がゐた！」

その声を頼りに、忠次郎が、

「はッ」

掛声とともに、鰐飛びに飛んで軽い突きを二人に入れた。とまりと、倒れる音をうしろに、悠然と又二人、これも軽く倒つけた、鉄坊主は棒をふるひ、後る敵の一人に、

「野郎ッ」

力限りに殴りつけた。殴られた手分が、鉄棒のやうに雨の中を舞つて倒れた。

「坊主。悪いことはいはねえ、逃げろ」

「ばかツお前様は本当に味方だ」

「何を抜かすてゐるんだ。にげ終てから面の見だけりせやいくらで、

「馬鹿、僧は味方だ」、

「わしに味方はねえ」

「面倒な野郎だ、石を抱つたのは僧だ」

「石がどうした。わしが知るものか」

二人の歌がもつてゐる声を、雨がたたきつけてゐる。

「殺らやや、何でもいいから来い」

「何をぬかすだこの野郎、それヲくわるッ！」

鉄坊主とともに鉄坊主は、六尺余の鉄棒を打ちおろした、が、鉄棒は面にはねもの抵なさで、手もなくかはされ、僧は死神を殺止と叩き、飛沫をヲとあげた。

「馬鹿ヲ」

忠次郎が鉄をとつた、カづくで引ッぱつて右かうといふのだ、が鉄坊主は離ッぱつて動かばこそ、

「何だわれ、われは何だ！」

眼を剝いて食つてかかる。

「こいつ馬鹿だな。馬鹿々々してるとどうするんだ、犬死がしてえのかこの野郎」

「何だと、わしはどうせ助からねんだ、助かれたら気に入らねねばブチ殺して助からねたが良

「やいやい、この原ン中へ連ひ込んでしまつて、どうする気だ、手前達は。川中に落す気やうなもんだ。仕様のねえ馬鹿ら叩め」

相変らず口が汚ない。

そのうちに、さしもの雨も小降りに変はり、今まで見えなかつた四辺が、はつきり見てきた。お縄はづされになつて、ただ殴り、蹴すんである。顔が青い。

「國定忠次」梗概

上州佐原国定村徳満寺の娘で、金非佐原次に「成るなら強い博徒になれ」と遺された忠次郎は、十歳余と共に出た、一本刀に竹の旅笠、股旅掛の扮装をした代へては、栗州から越後路を、信濃から甲州へ、ふと通りかかつた北辰一刀流の剣客、千葉周作の門に入つて、剣の修業をする。

お縄は多分まだ、眼を抉あて見てゐるだらう、が、忠次郎の姿は僅の間に包まれて見えないに過ひない。

その忠次郎が聞えがりになつて「おい、鉄坊主、僧と一緒にこい！」と、手探りいつた。さすがに臆が顫んでゐる。

鉄坊主は棒を杖に僧へ、「何をぬかす。さあ来いアチ殺してやるだ！」

と、いふ声に三人、四人がつて突めいてゐるのは、忠次郎がこまで突破してくる間に、たたきのめしたものらしい。

「馬鹿ッ馬鹿。逃げるんだ。判らねえか間抜」

「他人が聞られねと口を出すな。さある野郎めら、鉄棒はここに置るだ鉄棒はここに置るだから歌つてこい」

「馬鹿。振角、逆惑つて離れた奴等を、わさわさ呼ぶ奴があるか」

と、云ふ前が聞つて逃かつた。暴雨のなかに三人、忽ち闘ると見た鉄次兵衛の子分が、

「居たるた！」

「ここだ。みんなここに坊主がゐた！」

その声を頼りに、忠次郎が、

「はッ」

掛声とともに、鰐飛びに飛んで軽い突きを二人に入れた。とまりと、倒れる音をうしろに、悠然と又二人、これも軽く倒つけた、鉄坊主は棒をふるひ、後る敵の一人に、

「野郎ッ」

力限りに殴りつけた。殴られた手分が、鉄棒のやうに雨の中を舞つて倒れた。

「坊主。悪いことはいはねえ、逃げろ」

「ばかツお前様は本当に味方だ」

「何を抜かすてゐるんだ。にげ終てから面の見だけりせやいくらで、

カナ文字ニュース

△三十一日上海戦線ノワガ軍ハ海、空、陸軍ハ一體トナツテ總コウゲキニテンジ呉淞鎮、呉淞砲臺ヲハジメ寶山縣ヲセンリヤウシマタ一日アサ陸軍ノ一部隊ガ上海ニ上陸シマシタ

△一日午後陸軍省ノハツペウニヨリマスト八月中ゴロカラ三週カンニワタル南口ト其西方ノ戦ヒデワガ軍ノマウゲキヲウケタ支那軍ノ第四、第八十九兩師ハワヅカ二箇大隊グラキヲノコスベカホトンド全メツシマシタ

静的な美景よりも 船客は人を戀ふ 夜の濃霧は怖い

本社主催 海の座談會 (8)

荒木　北海もあることは多少あるが、まア日本では朝鮮ですね。矢張り濃霧でも大きい海の時よりも狭い所の方が危険ですね。

永井　海をお選りになつて居る時に、霧色が非常に好い、傍ら、だ、特に好い云ふやうな処は世界中で何処でせうか

色部　霧島内海が一番好いでせうね

宮入　何と言つても日本が一番好い、アメリカの松と言つても、ブラジルの松と言つても、矢張り日本の松は葉が繊つて居て、さうして色が好い、司じグリーンでも南洋あたりの濃緑とは違ひますから悪く言ふと弱々しい、日本の緑色は最も美しい感じがする。色合い深自です、さう云ふ点から言つても好い、紅葉でも、之を日本と外国とを比較すると、日本の紅葉は真つ紅になるが、外国の紅葉は黄色みたいになつて居るのが大分あるんです、矢張り気候分布の加減でございませう

山崎　南米の港の眺望は良いですね、南米の港リオデジャネーロ辺りは良い景色ですね

色部　西洋人の観察は違ひますね

永井　地中海のイタリーはどうですか

荒木　イタリーの海岸はのつべら棒です、ペスビアスの火山は見えるけれども……ノルウエーのフヨーズといふのは深い湾で切立つた絶壁で国語から観光船が出るので有名です、ミツドナイトサンと言つて夜中に太陽が見えるんです、フヨーズをくる〳〵廻つてクリスチヤニアと云ふあたこへ行つて来るんですが、日本人で旅行する方はフヨーズを見るせうね

宮入　イタリーではどうです

荒木　イタリーでは好いですね、ナポリを見なければ結構を知らぬと云ふ位ですが、バンクーバーの辺りも良いですね、バンクーバーの港へ入るまでの景中の具合は良いですね

山崎　バンクーバーの入口辺りは丸山に良いですね、アメリカ松が一ぱいと云ふ位で、一方の船でやらぬでも、向ふて来てから南方でやれば無駄に済むといふ具合ですが、所がそう〳〵やら故者がある、船名を云つては具合が悪いから云はないが、香港から上海、神戸、横浜、アメリカと、斯う云ふ風に行く船があるとすると、神戸、横浜は各一晩しか泊らぬ、だから終かかつてそう〳〵やつて来ると一晩おちんになる、千載一遇の景港がなくなるのですからいつそ我国へ来て名人と一手で碁打つて呉れと云ふのでぎやうと機嫌、碁を打つたり将棋を指したりする。彼は四五歳の時分から既に将棋の方は腕の歩き方を知り、碁の方は六歳の頃から碁打ちとして通つてゐた父君に先つ打てる様になつてゐたといふ。

十四の時、今の井上公弟九段が支那遊歴を試みた際先一手打つて踏つたのが奇手を認められる事縁となり我国へ来て名人と一手で碁局里井に勝つて一躍三段を踏つたのは四五歳の時分から既に将棋の方は腕の歩き方を知り、碁の方は六歳の頃から碁打ちとして通つてゐた父君に先つ打てる様になつてゐたといふ。

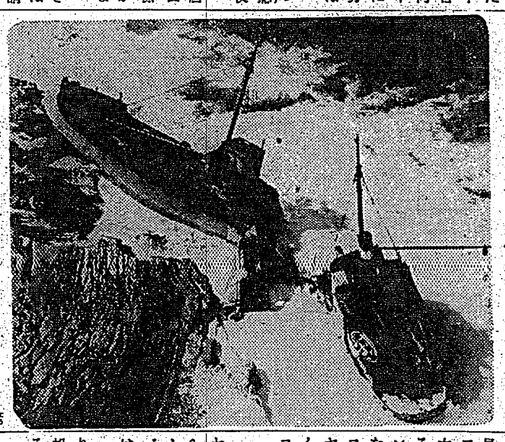

荒木　兎に角学問的に少し趣味を言ふと、音と云ふものは方角が判らぬ、物を見ればすぐこゝ来たと云ふことが判るが、ぼんと音を聞いても、あれは早稲田の方だか、麹町の方かは判らぬ、静の中は模糊に依つてぶう〳〵吹いて音は出すが、其の見当を付けた方向は九十度位違ふことがある、四十度位はどうしても違ふ、お縄ひには判りますが、遠方から来る時分には音が曲つて来るらしい、音は眼をつむつた方が能く聞えるが、此の辺に違ひないと思つて眼をつむつて聞くと曲つて来る、今は聴音機と云ふ物があるが、あれを使つても大分違ひます、恐らく我々の耳は方角を知るやうに出来て居ないらしい、我々の耳は後から言つても、即から言つても聞える程になつて居るのぢやないでせうか

永井　遠鏡は長時間覗きますか

荒木　長いのは二時間位覗きます、英国の海上を襲ひますのは二時間位覗きます、艦はガスと諺ひますが、ロンドンなどもガスに襲はれると、食料は全部外国から来ますから恐ちパン初の飢饉が起る、日本では一週間もかかるのはありませぬ、朝かかつたら晩には帰る

宮入　日本ではせいぜい二、三日位はありますか

荒木　英国では寒い所へ暖い空気が流れるか、或は暖い所へ寒い空気が来るのか、兎に角暗雨状態になつて水蒸気が放出されて、ガスになるらしい、日本の近海では朝霧ですせうね

永井　日本海ですね

荒木　英国では寒い所へ暖い空気が流れるか、或は暖い所へ寒い空気が来るのか、兎に角暗雨状態になつて水蒸気が放出されて、ガスになるらしい、日本の近海では朝霧ですせうね

永井　日本海ですね

大きい海では無線を鳴らすにしても、まア来やせぬから吹かぬでも宜いといふ位の気持ですな、濃霧の時は船が位置を知りやすいから太平洋あたりでは余り霧笛を鳴らさぬ、ところで太平洋、あとりは碁盤平行して居りますから宜いですが、大西洋に来るとガスがかかつたら危い、それで大西洋ではガスの中をぶつつかるやうに、例へば飛脚等から行く船は此の路を通れ、大抵有利通行です、難破の場合でも必勝を期して打つ、命懸けの勝負でも盗められてゐる、盗しここに本谷の棋士と云ふ様な人物があつたが、郵船は賛成しなかつた、兎に角ガスの中ではバーとやれば宜い、所がバーふやればそう〳〵行かなければならぬ、そう〳〵行くと、一方の船でやらぬでも、向えて来てから南方でやれば無駄に済むといふ具合ですが、所がそう〳〵やら故者がある、船名を云つては具合が悪いから云はないが、香港から上海、神戸、横浜、アメリカと、斯う云ふ風に行く船があるとすると、神戸、横浜は各一晩しか泊らぬ、だから終かかつてそう〳〵やつて来ると一晩おちんになる、千載一遇の景港がなくなるのですからいつそ我国へ来て名人と一手で碁打つて呉れと云ふのでぎやうと機嫌、碁を打つたり将棋を指したりする。彼は四五歳の時分から既に将棋の方は腕の歩き方を知り、碁の方は六歳の頃から碁打ちとして通つてゐた父君に先つ打てる様になつてゐたといふ。

十四の時、今の井上公弟九段が支那遊歴を試みた際先一手打つて踏つたのが奇手を認められる事縁となり我国へ来て名人と一手で碁局里井に勝つて一躍三段を踏つたのは四五歳の時分から既に将棋の方は腕の歩き方を知り、碁の方は六歳の頃から碁打ちとして通つてゐた父君に先つ打てる様になつてゐたといふ。

有段者十人抜碁戰 (第十九局の五)

本社主催　水間氏勝一　二子初段　四段　橋本國三郎　水喜三

講師　(五)橋本國三郎

二日目です、白一九五は一〇二に出るのでした、黒一九八にい手でした、此の碁は碁盤にの碁を弱くした為め出張に於て碁を弱くした為め出張に於て碁を弱くした為め出張に於て

臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
編輯兼發行人　佐々木喬
臺北市榮町四丁目廿四番地
電話　營業部二三新聞社

（原稿配達）（印刷用紙一切消費節約ノ為メ本紙ハ毎日三枚ニ減ジ配達致シマス）

外科　皮膚科　泌尿器科　X線科
本町一丁目五番地
一番ヶ瀬醫院
電話二七八九番

外科　肛門病科　X線科
本町二丁目（至通リ）電話三六六番
荷野醫院
（病室完備）醫學博士　荷野尚夫

眼科
表町二ノ八（電話四二四番　鉄道病院隣）
塚原眼科醫院
（入院隨意）　醫學博士　塚原義夫

産婦人科
京町（至通リ）
鶴田醫院
（入院隨意）　電話二九七番

小兒科
表町二丁目（中物隣リ）
武藤醫院
（入院隨意）　電話四八五九番

耳鼻科　咽喉科
京町二丁目（至通リ）
藏田醫院
（病室完備）　電話五三七番・五三五番

産婦人科
大和町（新客座）　電話六六五番
福田醫院
（病室完備）　醫學博士　福田英雄

小兒科
榮町一丁目八（新公園横）
松山醫院
電話四五四〇番

耳鼻科　咽喉科
榮町一丁目八番地
天野醫院
電話四四〇一番

內科
京町一丁目　電話五九八番
秋山內科醫院
（入院室完備）　秋山爲夫

齒科
台北市榮町三ノ百一六番地
靑木齒科醫院
電話・六七九五番

皮膚科　花柳病科　泌尿器科
表町二丁目（二番地（至通リ））
三熊丸醫院
（入院應需）　電話四八五五番

皮膚科　泌尿科　性病科
京町ノ五（三都通リ・電話六六八番　ゼンポ横）
千本醫院
（病室完備）　醫學博士　千本信次

小兒科
京町一丁目五二番地
関屋醫院
（入院隨意）　電話三六七二番

外科　肛門病科
本町二丁目一番地
筒沼醫院
（入院應需）　電話二九五四番

第貳拾九回決算公告

（商法第二百六十四條ニ依リ公告）

貸借對照表

科目	金額	科目	金額
資本ノ部		土地	九八、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇	建物	一〇、〇〇〇
積立金	一〇〇、〇〇〇	道具	一、〇〇〇
別途積立金	一〇〇、〇〇〇	自動車	一、〇〇〇
未拂込株金	一〇〇、〇〇〇	機械	一、〇〇〇
支拂手形	一、〇〇〇	仕掛品	一、〇〇〇
當座借越金	一、〇〇〇	林地	一、〇〇〇
未拂利益金	一、〇〇〇	器具	一、〇〇〇
假受金	一、〇〇〇	船舶	一、〇〇〇
前期繰越金	一、〇〇〇	有價證券	一、〇〇〇
當期利益金	一、〇〇〇	貸付金	一、〇〇〇
計	一、〇〇〇、〇〇〇	銀行預ケ金	一、〇〇〇
		受取手形	一、〇〇〇
		未收入金	一、〇〇〇
		假拂金	一、〇〇〇
		製品	一、〇〇〇
		原料	一、〇〇〇
		計	一、〇〇〇、〇〇〇

右之通リ二年八月三十日
昭和十二年八月三十日
宜蘭殖產銀會社

●臺灣土地建物株式會社擔保附社債償還公告
臺灣土地建物株式會社擔保附社債（第一回發行）ノ元利支拂場所並ニ元利支拂期ヲ左ノ通リ變更シ昭和十二年九月一日ヨリ之ヲ支拂フ
元利支拂場所　臺灣銀行
元利支拂期　昭和十二年九月一日ヨリ同年十二月末日迄
右ノ通リ公告ス
昭和十二年八月三十一日
臺灣土地建物株式會社
取締役社長　荒井泰治

無水酒精と増産
糖業者の繰上げ
重大性を加ふ

臺灣總督府では、臺灣の糖業關係者の全面的協力が、今後の時局となつては絶對に必要であるから、官民協力の下に、なほ一層の增産に努めるべく、總督の任務の重大性を加ふるに至つたので、總督の權限を擴大強化して、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつた。

一

臺灣總督府官制の改正案は、臺灣總督の權限を擴大強化して、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(二十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(三十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(四十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(五十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(六十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(七十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(八十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(九十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百二十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百三十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百四十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百五十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十六)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十七)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十八)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百六十九)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十一)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十二)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十三)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十四)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣總督府官制の一部を改正する勅令案を、今回の臨時議會に提出することとなつたが、その改正の要點は、

(百七十五)　臺灣總督は、臺灣の糖業關係者の協力を一段と强固なものとするために、臺灣

戰費の正體（三）
國防經濟樹立へ
阿部貞男著

◇何位の戰費　事で世界大戰當時にかゝる本例の戰費は、昨一日五千万圓とを警消してゐる、今本邦がどこかの大國と戰つた場合に、果して

戰爭するかを考へる人には損が行きかねるのだが、本例とは規模を異にするのだから假に昨一日の戰費を二千万圓とすれば、月に九億圓は要する、多少の殖入戰を豫定に入れるなら五六百億圓の戰費の支出を覺悟せねばならないと思ふのである。

◇管理通貨論　をいふ、經濟學者は

金つて金を輕視する傾向を持つてゐるが、やはり金の笹高の多寡は勝敗の分岐點をなさなければならない、昔の名將は何れも金山をその支配下に置いたと言ふ。無論二千年以上の歷史を持つ黃金が、今日直ちに民心から去つてしまふものとは思はれないが、今假設して八億圓見當に過ぎない正貨保有高と

所かに

◇一億圓見當　に過ぎない年額とを對比しては、五六百億圓の戰費は、どこから出てはゐないのである。金に執着を持つてゐる限り、恐らく佛國西の消極政策を共感に、九千万の日本人は國際關係の動向へ注意らなければならないだらう。

即ち經濟戰爭であつた金本位の戰爭を

◇軍備擴張費　の輸出獎勵に活用し、所謂

戰とともに外ならないのである。

○

世界大戰の當初に於て、歐洲の經濟者達は國費となる國債の應募能力に就いて「物の戰爭」なのである。だから物資に詰つて敗北した例はあつても、金に詰つて敗北した國は戰史の上に見當らないのである。

◇世界大戰に　於る國立の窮迫に、あれだけの財力を誇つた英國の如きが、無制限の增稅と二人一日

◇即ち戰費は　國民の膏血を